

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="169 904 770 1485"> <tr> <td data-bbox="169 904 564 1048">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、<u>出納局長、統括調査監</u>、理事並びに技監</td> <td data-bbox="564 904 770 1048">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1048 564 1435">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td> <td data-bbox="564 1048 770 1435">部長、局長、<u>出納局長又は統括調査監</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="169 1435 770 1485">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、 <u>出納局長、統括調査監</u> 、理事並びに技監	[略]	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	部長、局長、 <u>出納局長又は統括調査監</u>	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="855 904 1457 1485"> <tr> <td data-bbox="855 904 1251 1048">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事並びに技監</td> <td data-bbox="1251 904 1457 1048">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1048 1251 1435">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1251 1048 1457 1435">部長、局長<u>又は</u>出納局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="855 1435 1457 1485">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事並びに技監	[略]	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	部長、局長 <u>又は</u> 出納局長	[略]	
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、 <u>出納局長、統括調査監</u> 、理事並びに技監	[略]												
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	部長、局長、 <u>出納局長又は統括調査監</u>												
[略]													
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事並びに技監	[略]												
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	部長、局長 <u>又は</u> 出納局長												
[略]													
<p>(出勤簿)</p> <p>第4条 職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに出勤簿（様式第4号）に<u>押印しなければならぬ</u>。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。第7条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復命)</p> <p>第14条 職員は、出張を命ぜられ、当該用務を終えて帰庁したときは、速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書（様式第12号）を提出しなければならない。ただし</p>	<p>(出勤簿)</p> <p>第4条 職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに出勤簿（様式第4号）に<u>押印又は記名をしなければならぬ</u>。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。第7条及び第14条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復命)</p> <p>第14条 職員は、出張を命ぜられ、当該用務を終えて帰庁したときは、速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書（様式第12号）<u>（電磁的方法を使用する場合にあつ</u></p>												

<p>、軽易なもので出張命令権者の承認を得たものについては、復命書を省略することができる。</p> <p>2 [略] (当直日誌)</p> <p>第31条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（様式第15号）に記載し、<u>署名押印の上</u>、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>[略]</p>	<p><u>ては、知事が別に定めるもの</u>）を提出しなければならない。ただし、軽易なもので出張命令権者の承認を得たものについては、復命書を省略することができる。</p> <p>2 [略] (当直日誌)</p> <p>第31条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（様式第15号）に記載し、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p><u>備考 所属長検印の項及び1日の欄から31日の欄までには、押印に代えて記名することができます。</u></p> <p>[略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号中「㊟」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 <u>1 [略]</u> <u>2 検印、印及び承認印の欄には、押印に代えて記名することができます。</u></p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第7号から様式第7号の3まで、様式第8号の2及び様式第8号の4中「㊟」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第9号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p><u>注 1 庁舎1公所にあつては、当直日誌に必要事項を記載してこの名簿に代えることができます。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p><u>注 1 庁舎1公所にあつては、当直日誌に必要事項を記載してこの名簿に代えることができます。</u></p>	<p>様式第9号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p><u>備考 1 当直管理者は、記名押印に代えて署名することができます。</u></p> <p><u>2 鍵受領者印の欄には、押印に代えて記名することができます。</u></p> <p><u>3 1庁舎1公所にあつては、当直日誌に必要事項を記載してこの名簿に代えることができます。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p><u>備考 1 当直管理者認印及び当直者印の欄には、押印に代えて記名することができます。</u></p>

<p>[略]</p> <p>様式第11号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">職、氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	[略]		職、氏名	㊟	[略]			<p style="text-align: center;"><u>2 1庁舎1公所にあつては、当直日誌に必要事項を記載してこの名簿に代えることができます。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第11号（第12条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">職、氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 <u>1 [略]</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 所属長認印の項には、押印に代えて記名することができます。</u></p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	[略]		職、氏名		[略]		
[略]	[略]	[略]																	
	職、氏名	㊟																	
[略]																			
[略]	[略]	[略]																	
	職、氏名																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

様式第12号中「・印」を削る。

改正前	改正後		
<p>様式第13号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 認印欄は、<u>適宜変更することができます。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第14号（第22条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<p>様式第13号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 認印欄の職名は適宜変更することができ、<u>職名の欄には押印に代えて記名することができます。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第14号（第22条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 <u>印欄には、押印に代えて記名することができます。</u></p> <p>[略]</p>	[略]
[略]			
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

様式第15号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の職員服務規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。